

(仮称) こども計画の計画期間および計画名称について

1. 計画期間の考え方について

「市町村こども計画」については、原則5年ごとに更新であるが、第3期こども・子育て支援事業計画およびこども・若者計画の終期に合わせて、第1期については計画期間を4年とする。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画・子どもの貧困対策計画)				



令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
近江八幡市子ども・若者計画 (子ども・若者計画)				



令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(仮称) 近江八幡市こども計画			

※ (仮称) 近江八幡市こども計画については、第1期を令和8年から令和11年の4年とし、第2期以降については5年ごとに更新予定です。また、計画の中間年には見直しを行う。

2. 計画名称について

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」の位置づけとして策定を行うものであり、「こども計画」という名称を用いる。

ただし、「こども」の表現のみでは、おおむね39歳以下の「若者」が計画の対象となるということが、分かりにくいことから、サブタイトル等を付け「若者」も計画の対象であることを明記することで、当事者へ届くように検討。